

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構と一般財団法人光科学  
イノベーションセンターとの次世代放射光施設ビームライン検討委員会設置覚書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量研」という。)と一般財団法人光科学イノベーションセンター(以下「財団」という。)は、「次世代放射光施設(軟X線向け高輝度 3GeV 級放射光源)の整備及び運用等に係る詳細の具体化に関する連携協力協定」(平成30年9月12日付け)に基づき、同施設のビームライン整備に向けた検討を行うため、次世代放射光施設ビームライン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することとし、以下のとおり合意する。

(目的)

第1条 量研と財団は、次世代放射光施設の整備・運用等に関する詳細の具体化の一環として、次世代放射光施設のビームラインの整備に関する課題等について検討を行うため、共同で委員会を設置するものとする。

(委員会の所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1)次世代放射光施設において整備すべきビームラインの種類及び性能等に関する事項
- (2)ビームラインの整備に当たり必要な技術的課題及び開発体制等に関する事項
- (3)前号に掲げるもののほか、次世代放射光施設のビームラインの整備、運用及び利用に係る検討に関して必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、量研及び財団の職員以外の学識経験のある者のうちから1名を量研量子ビーム科学研究部門長及び財団理事長が委嘱し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、量研から若干名及び財団から若干名を選任する。

2 量研の委員は、量研の職員又はこれ以外の者で学識経験のある者のうちから量研量子ビーム科学研究部門長が指名又は委嘱する。

3 財団の委員は、財団の役職員又はこれ以外の者で学識経験のある者のうちから財団理事長が指名又は委嘱する。

4 委員長は必要に応じて、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(任期)

第6条 前2条に定める委員長及び委員の任期は1事業年度の間とし、再任を妨げないものとする。

(開催)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は委員長のほか、委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(守秘義務)

第9条 委員長、委員及び委員会に携わる者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、量研次世代放射光施設整備開発センター及び財団が協力して行う。

(疑義等の解決)

第11条 この覚書の履行に当たり疑義が生じたとき、一部変更をしようとするとき、又はこの覚書に定めのない事項が生じたときは、その都度両者協議の上、解決するものとする。

(覚書の有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、契約締結日から平成32年3月31日(2020年3月31日)までとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年12月1日

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構  
量子ビーム科学研究部門長 茅野政道

一般財団法人 光科学イノベーションセンター  
理事長 高田昌樹